

ごみ分別のポイント

分別の基本は**ごみが何でできているか**です。

素材ごとに、それぞれの分別区分にあてはめていくことが最も重要なポイントです。

- 何種類かの素材でできているものは、可能な限り分離してください。
- 一体となって分離できないものは、どの素材が多く部分を占めているかで判断してください。
- 資源ごみはリサイクルされます。汚れているとリサイクルできません。キレイなもののみ出してください。

ごみステーションの使い方

各地区に設置されているごみステーションは、**自治会や町内会によって維持管理**されています。

次の点に注意して
利用してください

1. お住まいの地域のごみステーションを利用しましょう。
2. 決められた日に、決められた場所へ出しましょう。
3. 収集の時間は変わることがありますので、**朝8時まで**に出しましょう。
4. ごみステーションの美化のため、排出マナーを守りましょう。

- 地域のごみ当番や収集する人の安全と衛生のために、生ごみなどは袋の口をしっかりとしばり、散乱を防止してください。
- ごみステーションに「粗大ごみ」「家電リサイクル品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)」
「市が取り扱わないもの」を出さないでください。
- 引越などで一度に大量に出るごみは、自らごみ処理施設へ持ち込む(有料)か、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼(有料)してください。
- 事業活動に伴って出るごみは出せません。

ごみのポイ捨て・不法投棄は法律で禁止されています

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で禁止されています。

ごみを不法投棄した場合は、同法25条(法人は第32条)により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金が科せられます。不法投棄を見つけたら、**環境保全課(TEL 32-5520)**か**玉野警察署(TEL 32-0110)**に連絡してください。

資源化物の抜き取り行為は禁止されています

ごみステーションから、古紙類や缶類などの資源化物を収集し、運搬する行為は、条例で禁止されています。違反した場合は5万円以下の過料が科されます。

玉野市環境美化推進員が活動しています

ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しいまちを築き、環境美化を一層推進するため、「玉野市環境美化推進員」が各地区に委嘱されています。

不法投棄に関する情報収集や、ごみの正しい出し方、犬猫の正しい飼い方などの指導を行います。玉野市環境美化推進員の活動にご理解、ご協力ください。

玉野市有料指定袋

有料化対象のごみは、『燃やせるごみ』と『不燃物A』、『不燃物B』です。

これらのごみを出すときは、玉野市有料指定袋に入れて出してください。

有料指定袋は、玉野市から売りさばき人の指定を受けた有料指定袋取扱店ですべてのサイズを販売しています。

指定を受けた販売店には、ステッカーを貼っています。販売店は、市ホームページをご覧ください、環境保全課にお問い合わせください。

有料指定袋の種類と金額

袋の種類	販売単位	販売額
大(45ℓ)	1組 10枚入り	500円
中(30ℓ)		300円
小(20ℓ)		200円
特小(10ℓ)		100円
超特小(5ℓ)		50円

※消費税はかかりません



〔販売店に貼ってあるステッカー〕



〔有料指定袋(10枚入り)〕



バイオマス10%使用



バイオマス
No 200200

有料指定袋には植物由来のバイオマスが10%含まれています。バイオマスプラスチックを利用することで、二酸化炭素排出削減に取り組んでいます。

ごみを減らすと、
有料指定袋購入費も
節約できますよ!

ごみを減らすポイント

正しく分別することです!

- 生ごみは、水きりを十分にしましょう。
- 紙類は、ほとんどがリサイクルできます。
「資源化物」と「燃やせるごみ」に分別して出しましょう。
- 買いすぎや作りすぎに注意し、食べきり、使いきりを心がけましょう。
- 再利用、再使用を考えながら分別しましょう。

